

八丈町農業委員会

# 第1回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和7年4月25日(金)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：令和7年4月25日(金) 15:00~17:00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：14名

会長	14	菊池 寛	委員	6	磯崎 典雄
会長職務代理者	13	浅沼 實	〃	7	菊池 勝男
委員	1	浅沼 博之	〃	8	菊池 みゆき
〃	2	加藤 純生	〃	9	金田 可奈利
〃	3	磯崎 正	〃	10	金田 秀彦
〃	4	伊勢崎 武二	〃	11	沖山 至
〃	5	奥山 利平	〃	12	青木 保憲

4.農業委員欠席：0名

5.農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	菊池 家司(欠席)	委員	5	菊池 有梨沙
〃	2	磯崎 光宏	〃	6	奥山 光洋
〃	3	村口 知功	〃	7	浅沼 幸友
〃	4	浅沼 美和子			

6.農地利用最適化推進委員欠席：1名 菊池 家司委員

7.会議録署名委員の指名：3番 磯崎 正委員、4番 伊勢崎 武二委員

8.議事

会議日程

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見の聴取  
について(利用権設定)

議案第3号 令和7年度八丈町農業委員会活動目標について

9.出席事務局職員：事務局長 大澤 知史、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 篠崎 京平、  
事務局 奥山 万羅、小宮山 優、西濱 智洋

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 中村 美郷  
八丈支庁産業課農務担当 主事 西内 遼祐  
島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 遠藤 佳成  
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古  
島しょ農林水産総合センター主任普及指導員 松屋 美穂

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

会長 それでは時間となりましたので第1回総会を開催いたします。  
議案に入る前に、新しい農業委員、推進委員、各関係機関に今年度より新しく配属となった職員  
の自己紹介をお願いいたします。

<<農業委員 沖山 至 自己紹介>>  
<<農業委員 金田 秀彦 自己紹介>>  
<<推進委員 村口 知功 自己紹介>>  
<<推進委員 菊池 有梨紗 自己紹介>>  
<<推進委員 磯崎 光宏 自己紹介>>  
<<島しょ農林水産総合センター所長 遠藤 佳成 自己紹介>>  
<<産業観光課長 大澤 知史 自己紹介>>  
<<農業委員会事務局 篠崎主任 自己紹介>>  
<<産業課観光課産業係 西濱主事 自己紹介>>

会長 本日の会議録署名委員ですが、3番磯崎 正さん・4番伊勢崎 武二さんお願いします。  
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

会長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

会長 それでは議案に移って参ります。  
議案第1号農地法3条の規定による許可申請についてを上程いたします。  
事務局より説明願います。

事務局

議案に入る前に、今年度より農地法3条について、許可要件が追加されましたので、追加された内容について、議案1号資料を見ながら、説明させていただきます。

許可要件の4農地法その他農業に関する法令の遵守の状況に資料で添付いたしました様式を用いて譲受人から申告してもらい確認を行っていきます。

法令の遵守について、簡単ですが説明いたします。

農地法第3条は農業委員会の許可を得ないで賃借・売買をしていないか。

第4条は農業委員会の許可を得ないまま農地を宅地等へ転用していないか。

第5条は農業委員会の許可を得ないまま所有権移転を伴う農地の転用。

第42条については、農地を所有しており、周辺に悪影響を及ぼし、是正命令が出された場合に必要な措置を講じているかの確認。

第51条については違反転用に対して是正措置命令が出たが、措置を講じない。

農業振興地域の整備に関する法律

第15条の2は農用地区域において、都道府県知事の許可なく、開発行為を行っていないか、

第15条の3については農用地区域内の開発行為について都道府県知事から中止の命令が出た際に従っているか。

種苗法については、品種登録されている種苗について、権利設定をせず、種苗を増殖させ販売等をおこなっていないかの確認

農薬取締法については農薬登録がされていない薬剤を散布していないかの確認となります。

以上9項目が法令順守の確認項目となります。

続いて5農作業に従事する者の配置の状況についてですが、町では中々ありませんが農地を複数の市町村で所有している場合に、どこの農地にだれに従事させるのかといった内容になりますので、所有している農地が八丈島内のみであれば問題ありません。

事前説明が長くなりました、議案説明に移らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年4月25日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛

番号1① 農地の所在 大字●●●●番、登記 田、現況 畑、農振区分 農用内、  
面積 847㎡

番号1② 農地の所在 大字●●●●番、登記 田、現況 畑、農振区分 農用内、  
面積 436㎡

番号1③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 田、現況 畑、農振区分 農振外、  
面積 77㎡

番号1④ 農地の所在 大字●●●●番、登記 田、現況 畑、農振区分 農用内、  
面積 742㎡

番号1⑤ 農地の所在 大字●●●●番、登記 田、現況 畑、農振区分 農用内、  
面積 262㎡

番号1⑥ 農地の所在 大字●●●●番、登記 田、現況 畑、農振区分 農用内、  
面積 234㎡

番号1⑦ 農地の所在 大字●●●●番、登記 田、現況 畑、農振区分 農用内、  
面積 706㎡

7筆合計3,304㎡ 権利種別は3条無償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ロベレニー

続いて場所の説明に移ります。資料2ページをご覧ください。

番号1①～④農地については、中将院の石室より西へ約30m進み右折、そこから道なりに約250m進んだ右側の場所が番号①農地、左側が番号②農地、番号②農地の三つを挟んだ北側が番号③農地、東側が番号④農地になります。番号1⑤農地は、中上院石室より西へ約30m進み右折、約270m進み左折、そこから道なりに200m進んだ右側の場所になります。

3ページ農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

続いて資料4ページ目をご覧ください。番号1⑥農地については、いぶりやため池と同方面へ約150m進み左折、約190m進み北東方向へ約30m進んだ右側の場所になります。

番号1⑦農地は、いぶりやため池より都道方面へ約150m進んだ右側の場所になります。5ページ目に農地図がございますので、周辺環境等ご確認ください。

最後に許可要件について説明します。

番号1農地の●●●●さんについては、現在自宅周辺でも奥様と一緒に野菜を栽培しており、農地については竹藪となっている場所やロベが既に植わっている場所もありますが、平坦な土地であり、竹藪となっている場所については、農地取得後刈払機等を使い整備し、ロベの栽培を行っていくとのことで、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていききたいとのことです。問題ありません。農地法等の法令順守状況についても聞き取りを行い、確認しておりますので、問題ありません。従事者の配置状況については所有する農地が全て島内にありますので問題ありません。事務局からの説明は以上で終了させていただきます。

議長 説明が終わりました。本件は樫立地域ですので、担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。

番号1農地について、2番推進委員 磯崎 光宏さんお願いします。

推委2番 農業委員、事務局と一緒に現地を確認しました。申請農地①～④は少々竹がありましたが、既にロベも植わっているので、手を入れればすぐに利用が出来ます。⑤～⑦農地については竹藪でしたが、草刈り機やユンボ等で再生可能になるので、問題ないと思います。遊休農地を利用するという事は大変良いことだと思いますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、農業委員4番伊勢崎 武二さんお願いします。

農委4番 推進委員、事務局と現地を確認しました。譲渡人に連絡が取れたので、内容を確認した所、自身で耕作するのが、難しくなり、親族が栽培していたが、それも難しくなったため、農地の整理を行いたく、今回申請に至ったとのこと。秀吉さんは実の弟にあたる方で、何も問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。  
…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決めるにご異議ございませんか。  
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見の聴取についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見の聴取について農地中間管理事業の推進に関する法律19条第1項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の提出について意見を求める。

令和7年4月25日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、  
面積 1, 173㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ルスカス、期間 30年間、賃借料は無償となります。

番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、  
面積 1, 706㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 被相続人 ●●●● 相続人代表 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 モリンガ、期間 2年間、賃借料は無償となります。

番号3 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、  
面積 3, 307㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 モリンガ、期間 2年間、賃借料は無償となります。

続いて、場所の説明にうつります。2ページをご覧ください。

番号1農地はバス停富士登山道入口より都道神湊八重根港線を空港方面へ約120m進み左折、約50m進み左折、約160m進み右折、約170m進み左折、そこから道なりに約60m進んだ左側の場所になります。3ページ目に農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

続きまして、番号2農地についてですが、資料4ページ目をご覧ください。

番号2農地は、バス停富士登山道入口より都道神湊八重根港線を神湊方面へ約100m進み左折、約310m進み左折、約350m進み左折、南方向へ約60m進んだ左側の場所になります。5ページ目に農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料6ページをご覧ください。番号3農地は、バス停富士登山道入口より都道神湊八重根港線を神湊方面へ約100m進み左折、約310m左折、約350m進んだ左側の場所になります。7ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

最後の確認事項ですが、番号1の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、認定農業者であり、農地についても、利用権からの移行となり、既に施設があり引き続きルスカスの栽培を行うとのことですので全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の順守状況についても申請書にて確認済みですので問題ありません。従事者の配置状況についても所有する農地が全て島内ですので、問題ありません。

番号2、3の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、モリンガの研究を行っている大学院生の方と一緒に協力しながらモリンガの栽培を行うとのこと。農地については、草が茂っている場所もありますが、今後整地をしながらモリンガの植え付けを行うとのこと、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので、問題ありません。従事者の配置状況についても、所有する農地が全て島内ですので、問題ありません。以上で事務局からの説明は終了いたします。

議長 説明が終わりました。本件は三根地域ですので、担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。

4番推進委員 浅沼 美和子さんお願いします。

推委4番 はい、番号1農地に関しまして、親戚同士の利用権設定という事で、何ら問題ないかと思いません。また、30年という期間の利用権設定についても後継者として、息子さんもいる状況ですので、問題ないかと思いません。

番号2、3に関してましては、一度伐採が入っていた形跡があるが、現在は雑草が生えているが少し手を入れたら問題ないかと思いません。モリンガについてですが、スーパーフードとして2018年頃から日本でも栽培と加工が始まっていて、今後が楽しみな植物かと思いません。

議長 はい、続いて農業委員1番 浅沼 博之委員説明をお願いします。

- 農委1番 はい。18日に事務局と推進委員と新しい推進委員の村口さんと一緒に回ってきました。施設のルスカスですけど、綺麗に管理されており、周りにもロベが植わっており大変綺麗に管理されていて、凄く良いと思いますので、よろしく願いいたします。  
2番・3番農地についても推進委員の言うとおりで、土があまり無い農地での、スーパーフードのモリンガを栽培してみるという事で、良いことだと思います。よろしく願いします。
- 議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか？
- 農委7番 はい、議長。反対というわけではありませんが、番号1農地に関して、貸主と借主が親戚関係というのは理解しているが、従来では10年ぐらいが最長だったかと思いますが、30年という期間に対し、何か理由があれば教えていただけたらと思います。
- 事務局 施設が建設されており、今後もずっと続けていきたいと意向と借主には後継者がおり、その為にも30年という長期間で借りていきたいという事です。
- 農委7番 悪いことではないのはわかっておりますが、余りにも30年という長い期間だったので、ご質問させていただきました。それともう一件よろしいですか？  
モリンガと言われても中々八丈にはなじみが無いものなので、先に植物の説明をしてもらえたら良かったと思う。
- 事務局 モリンガについてですが、推進委員からも説明がありましたが、スーパーフードと言われており、葉っぱをお茶にしたり、えんどう豆みたいに鞘があるんですが、鞘も食べれるし、種とか根も食べることが可能であり、加工品としても使われています。また、栄養価も非常に高くカルシウム等が非常に高いものです。
- 議長 よろしいですか？
- 農委7番 はい。
- 議長 他にはよろしいですか？無いようでしたら、ご異議ございませんね？  
《異議なしの声多数》
- 議長 異議なしと認め、議案第2号については、許可といたします。
- 議長 続きまして、議案第3号 令和7年度八丈町農業委員会活動目標についてを上程いたします。  
事務局より説明願います。
- 事務局 はい。議案第3号 令和7年度八丈町農業委員会活動目標について、上記議案を提出する。  
令和7年4月25日 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛

別紙のとおり、本件については、令和7年度八丈町農業委員会の活動目標とするために提出する。資料3ページ目の令和7年度八丈町農業委員会活動目標（案）をご覧ください。

例年設定いたしております農業委員会活動目標について、本年も目標案を作成させていただきました。目標設定するにあたり、大元のガイドラインとなるのが、1ページから2ページにあります東京都農業会議がとりまとめた、令和7年度農業委員会活動の積極的推進に関する決議となります。この積極的推進に関する決議に沿った活動目標の設定が望ましいと思いますので、八丈町農業委員会活動そのものが、この決議に沿った形であることをご承知いただければと思います。それでは活動目標案について説明いたしますので、3ページ目にお戻りください。

令和7年度八丈町農業委員会活動目標（案）

重点目標1、農地パトロールを積極的に実施し、農地の利用促進を図る。

具体的な内容については、①～③のとおり、農地パトロールの実施や農地流動化の促進、各種制度の周知推進になります。主担当委員は農地流動化担当になります。

続いて重点目標2、共撰共販体制の確立。

具体的な内容については、①～③のとおり現状の共撰共販体制の利点・問題点の確認やそれらを踏まえての農協への共撰共販体制改善の提案、共撰共販促進に向けたPRとなります。主担当委員は共撰担当になります。

重点目標3、担い手確保にむけて、指導等に積極的に協力するのととも地域農業の理解を深める活動を行う。

具体的な内容については、①～⑥のとおり、研修センターへの協力、担い手との情報交換、就農希望者の受入れ、簿記管理等担い手への経営指導、田植えイベント、学校教育への協力、農業者年金への加入促進となります。本年度は、研修センター9期生3名が入所しました。今年度もみなさまには指導等、ご協力いただければと思います。

主担当委員は担い手担当、農業者年金担当になります。

重点目標4、農業委員会組織として、的確な情報収集と把握及び整理を行い、必要に応じて行政機関に意見を述べる。

具体的な内容については①～③のとおり、座談会の内容等の検討及び開催、意向調査回答の意向（意見）の収集分析、関係行政機関等への意見の提出となり、主担当委員は座談会担当になります。

重点目標5、農業・農地の諸制度および情勢等の的確な情報提供・発信を行う。

具体的な内容については、①～③のとおり農業委員会だより、農業委員会ホームページの編集、収入保険制度など農業経営支援制度の周知となり、主担当委員は農業委員会だより編集担当になります。

重点目標6、新品種の産地化にむけて、情報収集と各農家への情報提供に努める。

具体的な内容については、①、②のとおり先進地視察を実施し各農家へ情報提供する、新種苗の研究を各機関に要請・協力するとなり、主担当委員は視察担当になります。

事務局からの説明は以上となりますので、ご意見・ご審議の程、お願いいたします。

議長 説明が終わりました。本件についてご質問ご意見などございますか。

農委7番 高齢化に伴い、ロベの切り葉の収量が異常な速度で減ってきている。以前より申し伝えてきたが、補助金などを活用しロベ苗の配布や植え付けが困難な高齢世帯には植え付けを補助するなどすることによって、重点目標2の共撰・共販の確立などに繋がると思います。次に意見としてですが、研修センターは優遇されすぎているという声が多く届いている。そういった予算を削れば、先ほどの苗代などにも回せると思うが、、施設等の補助金予算もそうだが、補助金の予算などを取るのに大変な苦勞をされて引っ張ってきている物を安易に今年度は実施しないという流れがありすぎる。1円でも無駄にしないために、今後しっかりと考えて実行してほしいと思います。

議長 他にご意見ありますでしょうか？今のロベのご意見は端的にどうゆう意味でしょうか？

農委7番 ロベは種からだと年数が凄いかかってしまうので、ある程度の支援をして、植えたら一本につき100円などにして、支援が出来たらと思います。流してしまう予算があるなら、なおのことそう思います。

議長 農業委員1番委員が良く知ってらっしゃると思いますが、どう思いますか？

農委1番 高齢者が辞めてしまうので、若い方にドンドンやってもらえたらとは思いますが、その解決策の一つとして7番委員はおっしゃっていると思います。有効的な取り組みかどうか実施してみるのも良いことかと思えます。

議長 他になにかありますか？

農委13番 毎年ロベの出荷量が100万枚ずつ減っていています。早期に手を入れないと、ドンドン減ってしまうので、早急な対応を考えないといけないと思います。

議長 引き続き相談していけたらと思います。他にご意見ありますでしょうか？  
…無いようでしたら第3号議案を原案どおり目標とすることにご異議ございますか。  
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については原案どおり目標とすることに決めます。